

重要文化財【桑野遺跡出土品】秋季特別展示解説

— 軟玉様・小型品を中心に —

あわら市郷土歴史資料館
特別展示室

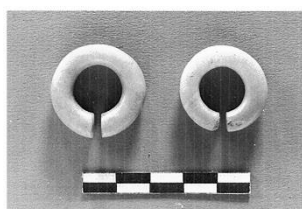
平成 24 年 9 月 6 日、[重要文化財／考古資料] に指定された「福井県桑野遺跡出土品」は、桑野遺跡出土の玦状耳飾など石製装身具を主体とする石器・石製品、合計 85 点（他に附として水晶原石 1 点加わる）から構成されています。

出土品の多くは原位置に近い状況で出土、特に玦状耳飾は素材・製作技法などを対で揃えた事例が多くみられ、縄文時代の人々の装身や葬送儀礼を復元する上で重要です。

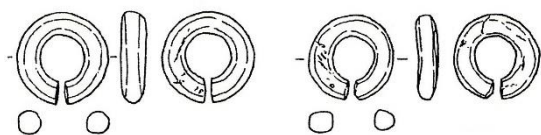
予て、玦状耳飾は対構成品と石製管玉がそれぞれ別々の土壌に含まれる「栃木・根古谷台」例から、「両者は分離・保有されていた」と提案されたことがありました。然り乍ら、桑野遺跡では同一土壌に玦状対品と別種石製装身具が組み合っ含まれ、それらの土壌内に於ける出土状況も「並置・重複」など多岐に亘ります。

そこで、今回の秋季特別展示では、

【石製装身具の組合せから、それぞれに品の用途・用法を探る】 とのテーマで、従来その用途・用法が定かではない石器・石製品と、玦状対品が組み合った例を抽出してみました。そうすると、[小型品] と別種製品の組み合わせ例が抽出され、特に「異型石器」として、形状からは用途が不明であったものについても、検出位置から用途を推測することが出来、しかも各玦状品の態様と相関する可能性も現出します。



玦状耳飾



第 1 図 上・長井市教委 1980 下・小林 2015

小型対構成品の類例に、「山形・長者屋敷」例（第 1 図）があります。「同一型組成」として「[耳飾] 機能を示すであろう」（藤田 2012）という推定もあって、乳白色の瑪瑙が用いられた優品です。列島に於ける玦状品出現期（縄文早期末葉～前期初頭）の、対構成品組成の多寡も相俟って、その検出位置が用途を規定する可能性をも示唆しました。

併せて、古代中国で貴石として「玉」に用いられた、「軟玉」に類似する材による玦状品も、形態の類似から大陸との交流を云々される筥状品と重複した例があります。こうした玦状品・筥状品に加えて管玉の三種が組み合わせるのは、環日本海域に共通しているようです。

桑野遺跡から出土した石製装身具は、一体どのような人達が、どのように用いた日常を送り、その死後はどのようになっていったのでしょうか。

《 異種の組合せ < 玦状対+頸部?飾ほか > 》



第2図 1・2号出土品

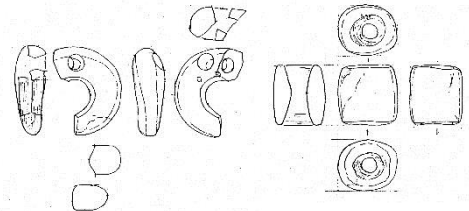
1・2号土壙：4基のピットを連結し、東側が先細りとなる長楕円形土壙（推 198 cm×推 124 cm）が想定され、そのうち1基のピット付近より、玦状完品1、玦状欠品3、管玉1が検出されました。もう1基の近くから出土した玦状欠品とが接合し、玦状品は完品2、欠品1と恰も対構成を示すように見えます。

然り乍ら、完品双方には若干の大小があり、用いられた材も異なります。大きめの品の材は、管玉と同じ茶褐色の滑石で、小品は欠品と同じ材が用いられています。

また、欠品の切目部正反にある穿孔は、破面にも観察されます。管玉は、両面から穿孔され、長さと同幅が略等しい品です。

このように、1・2号土壙は玦状品と管玉が組み合っていました。抑々、玦状品と玉は、分離保有が原則で、被葬者の装身具は厳密に区分されていたように考えられていました。

ところが、1・2号のみならず、24号も同様でした。



第3図 1・2号出土装身具

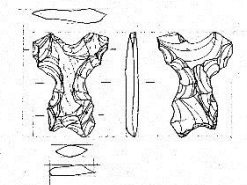
13号土壙：南方に尖る卵形土壙（192 cm×118 cm）の、尖り部の方に偏し軸線より西側の肩部より、玦状完品1対、異型石器1が検出されました。3点は、それぞれ三角形頂点に位置し、検出レベルは略等しく、異型石器が土壙の内側に存していました。



第4図 13号出土品

玦状対品は、両者とも大型で重量は殆ど等しく、ともに補修孔を有し、片方の品は斜位の破面を1穴穿孔し、その用を充たしています。

3点のうち、異型石器の出土が土壙の内側に位置していたことを鑑みれば、その用途は「頸部飾」であったように推測することができます。



第5図 13号異型石器

また、13号土壙には玦状対構成品と異型石器が組み合っていました。用途が不明であった異型石器の遣い方を推定する例とされます。

< 出展品 >

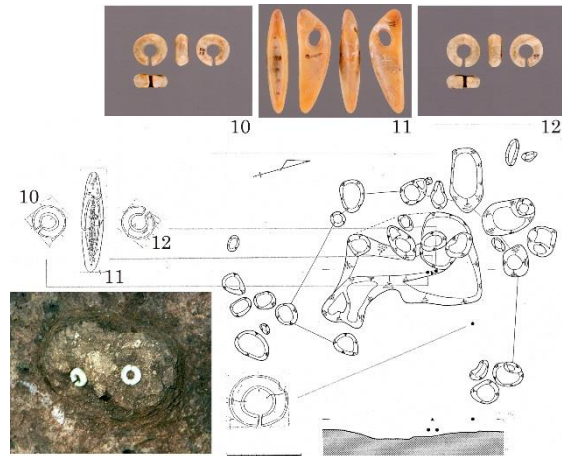
- | | |
|--------------|-------------|
| ・1・2号 玦状耳飾 3 | ・13号 玦状耳飾 2 |
| [完品2、欠品1] | [滑石材対完品2] |
| 管玉 1 [滑石材] | 異型石器 1 |

《 3点セット <小型块状対構成品+額部?飾> 》

5号土壙：長楕円形土壙（178 cm×推 90 cm）の東北の肩部付近から、小型块状完品 1 対、鯉節形垂飾 1 の 3 点が直線に並置して出土しました。

小型块状対品は、相互に 11 cm 前後の間隔を保持、鯉節型をなす有孔垂飾は、対品に挟まれ、上部凹部面に刺突紋の施された部位を、上面かつ立位の状態で、块状対品より 12.5 cm 高位置より出土しました。

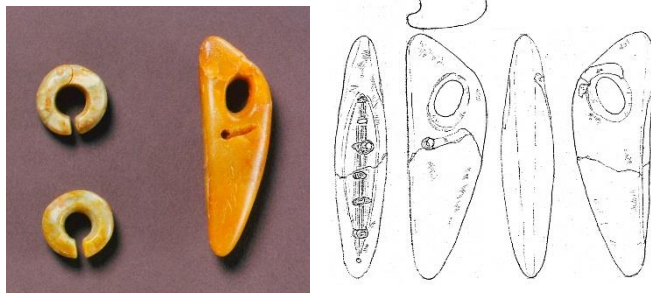
この 3 点の出土位置から「頭部飾」が示唆されるでしょう。



第 6 図 5号土壙

5号のように立位で検出された例は、桑野遺跡 26号の块状単独完品も同様でした。

第 7 図 5号出土品



単独品であったこともまた符合します。

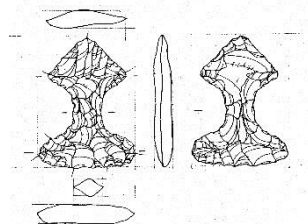
26号例は、块状品の用法が須く「耳飾」のみに収斂するのではないことを示している、製品の検出位置をもう一度、予断を排除して検証しなければなりません。

16号土壙：長楕円形土壙（推 205 cm×124 cm）の北東隅肩部、土壙長軸の北側よりに偏し、小型块状完品 1 対、異型石器 1 が検出されました。3 点の位置は、13号同様三角形を構成、検出レベルも略等しい。然り乍ら、異型石器の出土位置は 13号が土壙の内側にあったのに対し、本例は外側に存しました。

5号と同じく、検出位置が頭部を示すものと考えられます。

また、块状対品の北方のそれは、切目端部の片方が欠失し、「片方優位」の例として適用出来るかもしれません。

5・16号は、小型対品・頭位を共有する例です。



第 8 図 16号異型石器

< 出展品 >

- ・ 5号 块状耳飾 2 [小型対完品 2]
- ・ 5号 鯉節型垂飾 1 [滑石材]
- ・ 16号 块状耳飾 2 [小型対品 2]
- ・ 16号 異型石器 1



第 9 図 16号出土品

◀ 軟玉様塊状品複数重複 < 籠状+塊状複数組合せ > ▶

18号土壙：付属ピットを三方に持つ隅丸方形土壙（110 cm×96 cm）の中央底面から塊状品3、籠状品1が半ば重複し検出されました。併せて、北西側肩部の付属ピットの中から、水晶の原石1も出土しています。



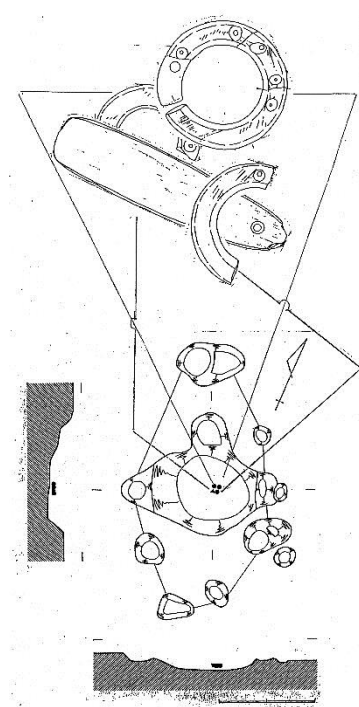
桑野出土籠状品には大小の二態があり、18号の資料は20号品に比べ大型品ですが、横断面が窪む特異な形状は共通しています。予て、この品の用途について「髪飾り」「留め針」など、諸説が云々されました。然り乍ら、出土状況が必ずしも用途を反映してはいないように思われます。

塊状品は、1対が籠状品に接して、並置若しくはやや重複気味に在り、対品より若干小型の品がその下位から検出されています。用いられた材は「軟玉」様を呈し、籠状品の形状とともに注意されている品です。

周回ピットは、12・25号同様「4本柱」状とも見做されますが、開口部は判然としません。



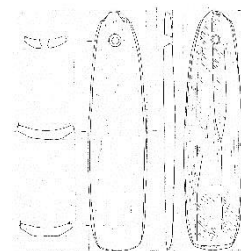
第10図 18号出土品



第11図 18号土壙

< 出展品 >

- ・18号 塊状耳飾 3 [1対+小型]
[3点とも軟玉様]
- 籠状垂飾 1 [大型品]
- 附 水晶原石 1 [説明書記載]
- ・包含層 籠状品 2 [残欠]



第12図 5号籠状品

【石製装身具の組合せから、それぞれに品の用途を・用法を探る】
重要文化財【桑野遺跡出土品】秋季特別展示 — 軟玉様・小型品を中心に —
展示期間：平成27年9月15日（火曜）～11月29日（日曜）
あわら市郷土歴史資料館（0776-73-5158）